

○文部科学省告示第六十三号

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百十八号）第六条において準用する学校給食法（昭和二十九年法律第一百六十号）第八条第一項の規定に基づき、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準

（学校給食の実施の対象）

第一条 学校給食（特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第二条に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校の幼稚部又は高等部のすべての幼児又は生徒に対し実施されるものとする。

（学校給食の実施回数等）

第二条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。  
（幼児又は生徒の個別の健康状態への配慮）

第三条 学校給食の実施に当たっては、幼児又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域

の実情等に配慮するものとする。

(学校給食に供する食物の栄養内容)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる幼児又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

別表(第四条関係)

幼児又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区 分	基 準 値	
	幼児	生徒
エネルギー (kcal)	540	810
たんぱく質 (g)	13	28
範 囲 ※1	8～23	19～35
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 25%～30%	
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2未満	3未満
カルシウム (mg)	280	380
目 標 値 ※2	280	490
鉄 (mg)	2	4
ビタミンA (μgRE)	100	210
範 囲 ※1	100～300	210～630
ビタミンB <sub>1</sub> (mg)	0.3	0.5
ビタミンB <sub>2</sub> (mg)	0.3	0.6
ビタミンC (mg)	15	33
食物繊維 (g)	5	7.5

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム・・・幼児40mg、生徒 160mg

亜 鉛・・・幼児 2mg、生徒 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※1 範 囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲

※2 目標値・・・摂取することがより望ましい値